

## 全国はばたきの会事業について（本会成立までの経緯）

名古屋空港ロータリークラブ委員長の青山哲也氏が主となり、肢体不自由教育の推進と、肢体不自由児の福祉向上を願い「愛のキャンペーン運動」を展開するために、愛知県立名古屋養護学校長の藤田貞男著「子どもは何を望んでいるか―障害とたたかっている子等―」を実費で入手し、全国ロータリークラブ会員に購読を呼びかけました。その結果、この趣旨に賛同した全国の会員から1万余冊に及ぶ購入希望があり、その協力金として約410万円の浄財が寄せられました。昭和52年4月11日同クラブ会長の高嶋昇一氏より、全国肢体不自由養護学校長会に全額寄付する旨の申し出がありました。

校長会では、昭和52年6月15日の大会総意により「全国はばたきの会」を設立し、同日をもって本会会長を退任する藤田貞男校長をはじめ、ロータリークラブ関係各位の深いご愛好に感謝しつつ、長くこの事業を継続することに致しました。

## 全国はばたきの会事業

### 《全国はばたきの会規約》

#### 第1条（名称と事務所）

この会は「全国はばたきの会」と称し、事務所を全国特別支援学校肢体不自由教育校長会（以下：校長会と称する）事務局に置く。

#### 第2条（組織）

この会は、校長会の会員をもって組織する。

#### 第3条（目的）

この会は、肢体不自由教育の発展と、肢体不自由児の社会的自立を支援することを目的とする。

#### 第4条（事業）

この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 規範肢体不自由児の顕彰（はばたき賞）
- 2 肢体不自由教育に貢献している個人及び団体の顕彰（はばたき奨励賞）
- 3 その他、必要と思われる事項

#### 第5条（役員及び役員の選出）

- 1 名誉会長 1名（理事会において選出する）
- 2 会長 1名（現職の校長会会長とする）
- 3 副会長 6名（現職の校長会副会長とする）
- 4 会計庶務 （校長会の事務局を担当する者とする）
- 5 理事 若干名（校長会の理事がこれにあたる）
- 6 監事 2名（校長会の監事がこれにあたる）

#### 第6条（顧問）

この会には、顧問を置くことができる。顧問は、理事会に限り会長が委嘱する。

#### 第7条（基金）

この会の基金は、ロータリークラブの寄付金を持って充てる。

#### 第8条（総会及び役員会）

この会の総会及び役員会は、必要に応じて会長が招集する。  
但し通常は、校長会をもってこれに代えることができる。

#### 第9条（会計）

この会の会計年度は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第10条（運用規定）

この会の運用については、別に詳細を定める。

### 《全国羽ばたきの会規約の細則》

第1条 この会の基金は、定期貯金として保管し、その利息を持って事業を行う。

第2条 この会の顕彰は、年1回適当な時期を設けて行う。

第3条 この会の顕彰にあたっては、各学校より推薦された者を理事会において審議し決定する。

第4条 この会の顕彰は、当分の期間以下のように行う。

- 1 はばたき賞（児童生徒：若干名）
- 2 はばたき奨励賞（教職員：若干名）

第5条 はばたき賞は、障害の克服に努め、他の規範となる者に授与する。

第6条 はばたき奨励賞は、全国肢体不自由教育研究発表会等において優秀な実践並びに論文を発表した者に授与する。

第7条 顧問は、ロータリークラブより推薦された者を、理事会に諮って決定する。

第8条 会長は毎年3月、ロータリークラブに顕彰した者の氏名を報告するものとする。

附則 1 この規定は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この規定は、平成19年6月26日一部改正施行する。

3 この規定は、平成22年6月22日一部改正施行する。

4 この規定は、平成25年6月25日一部改正施行する。

平成29年度 第2回代表者研究協議会において、以下のように確認されている。(平成29年11月15日)

選定方法について

1 推薦生徒数 各地区1～3名程度 推薦教員数：各地区1～2名程度

※この範囲内の推薦者は、基本的には受賞者とする。

※総数は、生徒については3名×6地区で18名以内 教員については2名×6地区で12名以内

2 各地区からの推薦は、尊重する。

※過去の受賞経歴のある人は、基本的には受賞できないことにする。 ※6地区のバランスについても考慮する。